

- 問題1. 外為法第48条第1項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定している。下線部分の「政令」とは、外国為替令のことである。
- 問題2. ワッセナー・アレンジメント（WA）は、地域紛争防止の観点から、通常兵器の過度な蓄積の防止を目的としている。
- 問題3. 韓国は、輸出令別表第3の地域（グループA）なので、キャッチオール規制の対象外である。
- 問題4. 輸出令別表第1の4の項で規制されている貨物の英訳をする場合、国際輸出管理レジームの1つであるMTCRのサイトを参考にするとよい。
- 問題5. 契約前でも、その契約に係るリスト規制該当貨物の輸出許可の申請は可能である。
- 問題6. 輸出令別表第1や貨物等省令で規定されている用語には、運用通達に規定する「解釈」で、一般用語と異なった意味で定義されている場合があるので、該非判定では注意する必要がある。
- 問題7. 貨物の該非判定を行う場合は、①外為令別表、②貨物等省令、③運用通達の「解釈」の3つをチェックする必要がある。
- 問題8. 東京にあるメーカーXは、横須賀にある在日米軍基地に輸出令別表第1の3の項（2）に該当するバルブ（10セット）を納品する予定である。この場合、輸出にはあたらないので、輸出許可は不要である。
- 問題9. 輸出令第5条第1項は、「税関は、経済産業大臣の指示に従い、外国や非居住者に提供しようとする居住者が役務取引許可を受けていること、若しくは役務取引許可を要しないことを確認しなければならない。」と規定している。
- 問題10. 本邦にある貿易会社Xは、来月、ベアリングとバルブを米国にある子会社Yに輸出する予定である。輸出令別表第1の1から15の項までの政令の規定を確認したが、ベアリングとバルブの文言はなかった。この場合、ベアリングとバルブはリスト規制非該当と判断してよい。

- 問題 1 1. 大阪にあるメーカー X は、告示貨物でない輸出令別表第 1 の 6 の項 (7) に該当するロボット (総価額 90 万円) を家電製造用にオーストラリアにあるメーカー Y に輸出する契約を結んだ。当該ロボットを輸出する場合、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。
- 問題 1 2. 東京にある X 大学の甲教授は、自作した輸出令別表第 1 の 2 の項 (1 2) 2 に該当する測定装置 1 台を不特定多数の者が参加する米国の学会で紹介するために本邦から米国へ持ち出して、学会終了後に持ち帰る予定である。この場合、輸出許可は不要である。
- 問題 1 3. 米国にある子会社に輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 2 に該当するタンクを営業用のサンプルとして、無償で送る予定である。この場合、輸出許可は不要である。
- 問題 1 4. 来日して 3 ヶ月のタイ人の大学院留学生 X は、非居住者として取り扱われるが、来日して 7 ヶ月のタイ人の大学院留学生 Y は、居住者として取り扱われる。
- 問題 1 5. 東京のメーカー X の甲は、たまたまニューヨークに出張中の上司である乙に、毎週行っている業務報告として、製造手順のノウハウを記録したワードのファイル (外為令別表の 9 の項該当技術) を電子メールで送る場合、役務取引許可は不要である。なお、乙は、このワードのファイルの技術内容を第三者に提供することはない。
- 問題 1 6. 外為法第 25 条第 1 項の役務取引許可においても貨物と同様に、役務取引許可が不要となる少額特例がある。
- 問題 1 7. 輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項までのいずれかに該当する貨物であっても、フランスは輸出令別表第 3 に掲げる地域 (グループ A) なので、輸出許可が不要である。
- 問題 1 8. 台湾にある子会社の社長として働いている日本人が、1 年ぶりに、日本の親会社に立ち寄った。同じ日本人なので、外為令別表の 7 の項 (1) に該当する技術を役務取引許可を受けることなく提供できる。
- 問題 1 9. 輸出令別表第 1 の 1 6 の項に該当する貨物は、輸出令別表第 1 の 1 から 1 5 の項に該当することはない。

- 問題 20. 東京にあるメーカー X は、中国で輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する美容器具の在庫販売をする場合、需要者が未定なので輸出許可申請が必要である。
- 問題 21. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の有効期間は、5 年である。
- 問題 22. 大阪にある貿易会社 X は、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業 Y から、外為令別表の 16 の項に該当するゲーム用のソフトウェア（5 セット）の注文を受けた。この場合、娯楽用途であることが明らかであれば、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく役務取引許可は不要である。
- 問題 23. 通常兵器キャッチオール規制は、ワッセナー・アレンジメントの合意に基づいて、実施されている。
- 問題 24. ある輸出に対して包括輸出許可が失効した場合であっても、あらたに個別輸出許可を申請し、個別輸出許可を受ければ、輸出することができる。
- 問題 25. 「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という平成 18 年の大臣通達では、「企業の代表権を有する者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を整備し、該非判定や輸入者・最終需要者等の審査に当たっては、事業部だけの判断に委ねず、役員以上を最終判断権者とする輸出管理統括部署において検証の上、最終的な取引の可否につき判断すること。」と規定されている。

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第50回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15の項までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物